

私たちの大切な情報を守る

「熊野町個人情報保護条例」が

このたび変わりました

平成13年6月1日から施行されている「熊野町個人情報保護条例」の全面改正を行い、このたび9月定例議会において議決されました。

今年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の内容を踏まえ、個人情報の誤った提供や職権を濫用した個人情報の収集に対する罰則規定等の決まりができました。

熊野町個人情報保護条例

町の機関が取扱う個人情報の保護

個人情報の適正な取扱い

- 収集の制限(「保有の制限」(新設))
- 利用・提供の制限(利用目的の明示)(新設)
適正管理(努力規定から義務規定へ改正)
- 町職員等への罰則(新設)など

自己情報の本人関与

- 開示請求権
- 訂正請求権
- 利用停止請求権(新設)

事業者が取扱う個人情報の保護

- 調査・勧告、事実の公表
- 苦情の処理

：主な変更・新設部分

主な変更や新設については、次のとおりです。

個人情報の適正な取扱い

各担当機関が個人情報を保有するに当たって、その事務を行うために必要な情報または、その利用目的をできる限り特定するなど、制限を新たに設けています。また、保有している個人情報の漏えい、改ざん、滅失等を防ぐための措置を強化しています。

利用停止請求権

利用停止請求権とは、保有している個人情報があると認められるものであっても、その取り扱いが正しくない

新設 職員等への罰則

一次の場合には、職員等に罰則が適用されず

- ①個人の秘密が記録された電子計算機処理の保有個人情報(電算処理ファイル)を正当な理由なく提供したとき
→2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ②業務に関して知り得た保有個人情報を不当な利益を図ることを目的で提供又は盗用したとき
→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ③個人の秘密が記録された文書、図画、写真、マイクロフィルム又は電磁的記録を、職権を濫用して、その職務以外の用に供する目的で収集したとき
→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※①・②の罰則は、町から委託を受けた業務を行う法人等及び法人等の従業者にも適用されます。

ときは、本人が利用の停止請求することができる制度です。

例えば、事務を行う上で必要な範囲を超えて個人情報の収集をしている場合や本人以外から個人情報を収集できる場合によらないで、本人以外から個人情報を収集している場合などです。

罰則

担当機関の職員又は受託業務等の業務を行っている者が正当な理由がないのに、保有している個人情報の提供や盗用、収集等を行うと罰則が適用されます。

受託者による維持管理

個人情報のより正しい維持管理を図るため、職員または受託業務等の業務を行っている者等に対してこれま

問合せ先

企画課情報推進係

TEL 820-5602

(企画課)